

第2号様式（第3条関係）

令和2年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月18日（木）午後1時30分～午後2時45分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者
 - ・委員 井上 宜昌、豊田 崇文、鈴木 征美、富田 响子、中村 百合子、
佐藤 正司、宮崎 敦司、清崎 孝子
 - ・豊山町 町長 鈴木 邦尚
生活福祉部長 日比野 敏弥
住民課長 高桑 悟
環境保全係 主任 柴田 貴文
主事補 山内 治享
- 4 報告事項 (1) 町のごみ・資源処理について
(2) 名古屋市北名古屋工場の運営状況について
- 5 会議資料 (1) 豊山町廃棄物減量等推進審議会について（資料1）
(2) 町のごみ・資源処理について（資料2）
(3) 名古屋市北名古屋工場等建設事業について（資料3）

6 議事内容

（開 会）

司 会： 只今から令和2年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催します。
始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。

（議事録の作成に関する指針の確認）

司 会： 議題に入る前に、町の公式ホームページに関することについて説明をさせていただきます。本日の会議の内容について、町の公式ホームページに掲載させていただくこととなります。ホームページへ掲載する内容については、議事録の作成に関する指針を定めて実施しております。なお、会議内容の記載については重要な要点のみとし、

会議で発言された方のお名前はA委員、B委員というように非公表で記載することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議もないようですので、会議の議事録については、要点筆記、会議内の発言者の名前について非公表とさせていただきます。

それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

まず、最初に委嘱状の伝達をさせていただきます。本来であれば町長より皆様へ直接席に伺い伝達するご予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、接触を避けるため、事前に委嘱状を配布させていただきました。ご了承いただきますようお願い致します。

合わせて審議会の委員名簿を配布させていただきました。こちらについても、事前に配布させていただきましたのでご了承いただきますようお願い致します。

なお、委員のみなさまの任期につきましては、令和5年1月31日までの2年間となりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、豊山町長よりごあいさつを申し上げますので、よろしく申し上げます。

(町長あいさつ)

町長： 本日は雪も降る寒い中、この審議会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

平素は町環境行政、またそれ以外の場面においても格別なご協力、ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回はごみ処理についてのことが中心となりますが、今から20年ほど前、1999年だったと思いますが、名古屋市では藤前干潟を埋め立ててごみ処理場を作ろうと予定しておりました。それまでは埋め立てをする直前までできていましたが、埋め立てを反対する住民運動などもあり、当時の環境庁からもストップがかかったため結果として断念することとなりました。

その後名古屋は「ごみ非常事態宣言」を出し、これが日本の環境行政の転換のきっかけになったのではと考えています。

今現在、ごみを減らすための3R、4Rといわれて推進されていますが、ちょうどその頃からこの言葉も大きく取り上げられはじめたのではないかと思います。

私が最初に3Rという言葉を目にしたのは1991年頃で、環境問題に関心の高いところからは既に3Rを推進すべきだという声は出ておりました。

その翌年から、私も自分で3Rについての取組みをはじめ、どこまで成果がでているかは定かでないのですが、あれからおよそ30年が経ちました。

その後、私が豊山町へ来てからは豊山町のごみ問題や、抱える様々な課題に直面することとなりましたが、何年もかけてやっと実現した名古屋市北名古屋工場がついに

昨年7月から本格稼働することとなり、豊山町のごみもその最新鋭の焼却場で現在処理することができております。

また、本日のご説明にもありますが、一般廃棄物処理基本計画にて、令和16年に一人一人あたりの家庭ごみを540gとすることを目標に掲げております。

現在、このコロナウイルスの影響で家庭ごみは増える傾向にあり、目標へ向けては新しい生活様式の中で、新たな対策を練っていくことが必要になると考えています。

そして豊山町では、ごみの資源化に遅れをとっている部分があります。その主なものに容器包装プラスチックの戸別収集がまだできていないということがあります。これには様々な理由も関わってはいるのですが、これも大きな課題の1つであると考えています。

本日はこの会議を通じて、今後の環境行政に反映させるべく、皆様からの熱心なご意見をお願い申し上げましてあいさつと代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。なお、町長は他の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(町長退席)

司 会： 次に次第の3豊山町廃棄物減量等推進審議会について説明します。これについては、資料1をご覧くださいながら説明します。

事務局： それでは、次第3の豊山町廃棄物減量等推進審議会について、資料1を見ていただきながら説明をさせていただきます。

本日、皆様に委嘱させていただいた豊山町廃棄物減量等推進審議会委員は、「豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の第7条の規定により、設置させていただいています。

皆様の役割としましては、資料の(2)規則の第2条にあるように町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査及び審議していただき、答申していただくことを皆様をお願いするものであります。

これまでに審議して頂いたものとしましては、裏面に記載してあります。豊山町のごみ処理の基本的方針を定めた一般廃棄物処理基本計画に関する事、一般廃棄物処理手数料の改正について、名古屋市へのごみの搬入についてなど、ご審議いただいております。

本日の会議においては、ご審議していただく議案はございませんが、「豊山町のごみ・資源処理について」、「名古屋市北名古屋工場の運営状況について」の2点について、ご報告しますのでよろしくお願いいたします。

組織については、10人以内を持って組織するとされており、現在は9名の方に委員をお願いしています。

任期は2年間で令和3年2月1日から令和5年1月31日までです。

身分については、豊山町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき設置される非常勤の特別職になり、報酬は会議1回につき6,000円を支払います。

以上で、廃棄物減量等推進審議会についての説明を終わります。

司 会： それでは、本日の会議が今年度、初めての集まりとなっておりますので、先ほど配布させていただきました委員名簿の順に自己紹介をお願いします。

(自己紹介)

司 会： 次に、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

司 会： ありがとうございました。今後、このメンバーで、豊山町廃棄物減量等推進審議会の会議を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、次第5の役員選出については、当審議会規則の第3条に「審議会に会長及び副会長を置く。」「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と定められています。みなさまの中でお願いできましたら、挙手にてお願いしたいと思います。どうでしょうか。

それでは、ないようですので、事務局の案を提案させていただきたいと思います。

(事務局より提案し、承認される)

司 会： それでは、会議に先立ちまして、会長よりあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

会 長： 不慣れではありますが、みなさまのご協力をいただきながら、スムーズに会議の取り回しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

司 会： ありがとうございます。これからの議事の進行については、審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長が会務を総理することになっておりますのでよろしくお願いします。なお、本日の出席者は8人ですので、規則第4条第2項の規定により、定足数に達していますので審議会は成立しております。

(報告事項)

会 長： ただ今、会長が会務を総理することになっていると、事務局から説明がありましたので、私がこれからの会議の進行を努めさせていただきます。

それでは、事務局より(1)町のごみ・資源処理についての説明を求めます。

事務局： 次第7の報告事項(1)町のごみ・資源処理について説明します。

資料2の「町のごみ・資源処理について」をご覧ください。

表の数値は、上段から29年度実績、下段が31年度実績と順になっています。

それでは、「1 ごみ処理の実績」について説明します。

(1)処理量及び中間処理費の表では、家庭から出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、事業系の可燃ごみについて、それぞれ処理量と町負担の中間処理費用をまとめ

た表となっています。

平成31年度の家庭系のごみの量は約3,530トンで、平成30年度と比べ約11トン減少しました。

また、事業系の可燃ごみの量は約1,839トンで、平成30年度と比べ約159トン増加しました。

処理費については、家庭から出るごみと事業所から出る可燃ごみは、名古屋市のごみ処理工場では処理しているため、名古屋市にごみの処理費を支払っています。平成31年度に名古屋市に支払ったごみの処理費は約1億3,500万円になります。

(2)の表は、事業系ごみの排出量となります。この排出量は、事業系の可燃ごみに北名古屋衛生組合鴨田エコパークで処理している生ごみを足した量となります。平成31年度の量は約2,523トンで平成30年度より346トン増加しています。また、この排出量を1年365日で割った数値が1日あたりの排出量となっています。平成31年は6.91トンとなりました。一般廃棄物処理基本計画では、この1日あたりの排出量に数値目標を掲げております。計画の33ページをご覧ください。(2)数値目標では、令和16年度に5.0トンとすることを目標としています。

続きまして(3)の表です。こちらは事業系可燃ごみの処理手数料の表となっています。事業所から出る可燃ごみの処理手数料は、収集運搬許可業者を通じて、町に1キログラム当たり32円の手数を納めていただいております。平成31年度は約1,839トンのごみを処理しましたので、許可業者から約5,900万円の手数料の納入がありました。

次に(4)の表は、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を示す表になります。この1人1日あたりの排出量は、自治体のごみの排出量を比較する際に用いられるもので、本町は1人1日あたり613グラムとなっています。

また、こちらも一般廃棄物処理基本計画33ページにおいて、目標数値を掲げており、令和16年度の1人1日あたりの排出目標を540グラムとしています。この2つの数値目標を達成するため、今後、一般廃棄物処理基本計画に基づき施策を実施していきます。

続きまして、裏面の(5)の表は家庭ごみ一人あたりの年間ごみ処理費の表になります。ごみ処理費には収集運搬費と、名古屋市へ支払うごみ処理委託料と、北名古屋衛生組合負担金が含まれます。31年度のごみ処理費は約2億8000万円となっており、1人あたりでは17,835円となっています。30年度と比較して約250円高い結果となりました。

続きまして、「2 資源化の実績」について説明します。豊山町では、ごみ減量化の取り組みとして、地区とリサイクルステーションで資源分別収集を実施しています。また、町は地区と団体に対して、資源収集量に応じて奨励

金を交付し、資源回収を推進しています。

「(1) 収集量と奨励金」の表の合計欄をご覧ください。

町全体の平成31年度の資源の収集量は約422トンです。30年度と比較して約23トンの減少が見られます。

また、平成31年度に交付した奨励金の額は約792万円になり、30年度と比較して約45万円減少しました。

下の(2)～(4)につきましては、(1)の収集量の内訳となっております。

ごみをしっかりと分別してリサイクルすることが、ごみの減量につながります。

今後も引き続きごみ減量の施策を取ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

資料2の説明については以上です。

会長：説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

A委員：ごみ処理の実績や資源化の実績とは違うのですが、先週、私の自治会の会議の中でごみの出し方について特に議論がされました。

その中でも、1つ目の質問ですが、私の地域には資源ごみの集積所が2か所あるのですが、その集積所の場所というのは、最初に町が決めたものでしょうか。

場所的に夜は暗く、照明も行き届かないため、非常に雑な出され方をされてしまいます。照明の設置や監視カメラの設置についてもお願いしたいです。

2つ目は、可燃ごみの出し方についてですが、私の地域ではカラスにごみを散らかされてしまうことが多く困っています。

散らかされているごみを出した家の方は気づかず、それを見つけた近所の方が掃除をしていることもあります。

収集路線上に自宅がある人は、責任を持って自衛をした上で自宅前に出す、といったことを広報などでしっかり周知するようにはしていただきたいです。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。

また、先ほどの資源ごみの集積所については、地区で「ここがいい」という要望を聞いた上で場所を指定させていただいているものです。何卒ご理解いただければと思います。

A委員：わかりました、では、資源ごみの集積所については、皆さんにきちんと出していただけのような対策を町でしていただきたいと思います。

集積所で立ち合いをされているボランティアさんは、乱雑に出された資源ごみを片付けたり分別しなおしたりと、とても苦労されています。

B委員：今の事例についてお伺いしたいのですが、ほとんどの市町村では資源ごみは当日の朝に出すようルールがあると思うのですが、「当日に出すように」ということを町は周知されていないのですか。

事務局： 広報などで、当日の朝8時30分までに出してください、ということ載せてはいるのですが、様々な事情で当日の朝に出せない方もいらっしゃるので前日に出すことを禁止してはいないのが現状です。

A委員： 前日の午後2時か3時頃に業者さんがすでに資源ごみの回収箱をもってきてくれるので、地域の方は前日の午後から出すことが当たり前になっています。

B委員： 前日の日中から回収箱を用意するのはどこの市町村もそうなのですが、ほとんどの場合、当日の朝にしか出さないでください、というルールがあります。

夜の暗いうちに乱雑に出していく人がいるから、出すのは当日の朝だけに限定するか、夜のうちに出してでもいいが、きちんと出してもらうよう対策を行うか、ですよね。

事務局： 町としましては、当日の朝8時30分までに出していただくこととあわせて、なるべく当日に出してもらうようお願いをしていくところです。

資源ごみの回収箱の設置については、当日の未明から準備することは困難であることから、前日の午後から業者さんと地域の方にご準備をしていただいております。

前日のうちから資源ごみを出すことを禁止することはございませんが、前日の夜間に出される際も、きちんとルールを守って出していただけるようお願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

C委員： ちなみに私の住むところでは、資源ごみの回収箱は前日にはまだ重ねておいたままで、当日、早朝の暗いうちに回収箱を広げて並べ、当日出すよう徹底しています。

また、当日出せない人は、スカイプールのステーションに皆さん持ってかれています。

会長： すみませんが少し論点がずれてしまっているので資料2の話に戻します。

B委員： 資料のごみ処理実績についてですが、今年はコロナの影響でごみが増えていると思いますが、前年比で何%増えているかはわかりますか。

もう1つ、資料2の中で昨年度の事業系ごみ排出量は1日あたり6.91トンとありますが、基本計画では2034年度に5.0トンまで削減することが目標となっています。これは現実に可能なのでしょうか。また、削減に向けての具体的な方法などはあるのですか。

事務局： 前年比で何%かというはっきりした数字はまだ算出できていないのですが、実際に今年度は家庭ごみの特に粗大ごみが増えています。コロナの影響で外出自粛をされているときに、家の中の整理や掃除をされる方が多くいたからではないかと考えています。

事業系ごみの目標についてですが、来年度から豊山町が排出するごみを家庭系から事業系へと変更します。現状、事業活動で排出されたごみを家庭系ごみとして出されている業者さんもありますので、まずは町が事業系として排出するようにし、業者さんたちへも事業系としてごみを出すよう徹底をお願いした上で、今後は業者さんに対してもごみ排出量の削減を強くお願いしていければと考えています。

会 長： 他に意見・質問等ないようですので、(2) 名古屋市北名古屋清掃工場の運営状況について 事務局の説明を求めます。

事務局： 名古屋市北名古屋工場等建設事業について説明します。

始めに名古屋市北名古屋工場建設事業の概要について説明します。

1 ページ目をご覧ください。平成21年3月に策定された「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、名古屋市と共同で、北名古屋衛生組合環境美化センターに、新たに清掃工場を建設することについての基本協定を締結し、工事を進めてきました。場所は地図の場所となりますが、「モゾ」の近くの新川沿いにあります。近くに行くと長い煙突が立っているため、一目で分かると思います。2ページから3ページにかけては、主な経緯と運営状況について記載しております。主な経緯の3ページ、令和元年2月17日から、可燃ごみの試運転が開始され、今年度の4月1日から、不燃、粗大ごみの試運転が開始されました。そして、7月1日から本格稼働し、北名古屋クリーンシステムが運営を開始しました。稼働開始から8カ月ほど経ちましたが、順調に稼働しています。3ページ(3) 施設概要につきましては、別添パンフレットをご参照ください。パンフレットの裏面になります。北名古屋工場は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを1,800度の溶融炉で溶かし、スラグやメタルなどの資源として活用することで、ごみの埋立量をゼロにすることができます。可燃ごみは1日に660トン进行处理することができ、不燃ごみ、粗大ごみは、5時間で50トン进行处理することができます。また、北名古屋工場では、ごみを処理する時に出る熱を利用して、電気を作っています。作られた電気は、工場内で使用したり、余った電気は売却しています。このように環境にもやさしい工場を目指しています。

本来であればこの会議の後に北名古屋工場の見学を予定していましたが、緊急事態宣言が出ておりますので見学は中止となりました。今後、コロナウイルスの状況が落ち着きましたら改めて見学をしたいと考えておりますのでその際はぜひご参加をお願いします。

以上、名古屋市北名古屋工場等建設事業についての説明とさせていただきます。ありがとうございました。

会 長： 説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

(特になし)

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。意見・質問等ないようですので、7報告事項 を閉じさせていただきます。

続きまして、8その他 です。事務局からその他事項で何かありますか。

事務局： 事務局より来年度のことについて、1点連絡事項があります。

先ほどもありましたが、来年度より役場を含む町の公共施設のごみを家庭系ごみか

ら事業系ごみへ転換します。町が率先して事業系ごみへ転換することで、現在、家庭系ごみで排出している事業者にもごみの分別の徹底を指導することができます。これは、基本計画の36ページ、取り組み内容の2-5に記載があります、「事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量・リサイクルの広報啓発・指導を行うこと」にもつながります。積極的に取り組んでいこうと考えております。

以上連絡事項を終わります。

会 長： 他にございますか。

司 会： 先ほど、議事録作成についてご案内しましたが、こちらについて会長と委員2名の方にご署名を頂くこととなっております。今回の署名委員につきましては事務局から富田委員、清崎委員を指名させていただきます。

後日、議事録の作成ができましたら署名をお願いいたします。

(閉 会)

会 長： 他にございますか。特にないようですので、これで本日の審議会を閉会したいと思います。

(閉会のあいさつ)

司 会： 会長、大変お疲れ様でした。委員のみなさまにおかれましても、長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

これをもちまして、第1回の審議会を閉じさせていただきます。

上記のとおり令和2年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、会長及び委員2名が署名する。

令和3年2月18日

会 長 井上 宜昌 _____

委 員 富田 响子 _____

委 員 清崎 孝子 _____